平成２３年（フ）第６１６号
東京都稲城市矢野口1707番地の５ワコーレよみうりランド214号室
債務者　尾澤　正人
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月４日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６１９号
東京都東久留米市野火止２丁目19番１―301号
債務者　大竹　工作
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月４日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６２０号
東京都東久留米市野火止２丁目19番１―301号
債務者　大竹　　忍
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月４日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第６７３号
東京都東大和市桜が丘４丁目286番地の１メゾン・ド・アムール505号
債務者　小林あゆみ
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第８９９号
神奈川県茅ヶ崎市円蔵2373番地105号ビューラーセゾン
債務者　山本　岳生
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２３６号
神奈川県藤沢市湘南台６丁目１番地の５　アルテール湘南403号室
債務者　山嵜美代子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１２９７号
横浜市緑区長津田４丁目15番11号
債務者　高橋　君江
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３００号
横浜市鶴見区獅子ケ谷３丁目28番５号
債務者　加藤　准子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３０７号
横浜市戸塚区原宿２丁目25番14―101号
債務者　廣瀬　　勝
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３２５号
神奈川県大和市中央６丁目１番４号　第三三喜荘101号
債務者　池田　芳憲
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３３１号
横浜市旭区笹野台１丁目29番１―410号
債務者　能登真由美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３４２号
神奈川県大和市中央５丁目５番９号　ララ大和Ｎｏ．１―204号
債務者　櫻井　直美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３８２号
神奈川県高座郡寒川町一之宮３丁目38番16号オザワビル３Ｆ304号
債務者　高野　宣子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７５号
神奈川県茅ヶ崎市室田３丁目12番23号　テラスハウス山王Ａ―105号室
債務者　齋藤　滝元
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７６号
神奈川県藤沢市円行２丁目17番地の７　ハウス新屋Ａ棟５号
債務者　大柳　智子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４７９号
横浜市港北区綱島東３丁目10番33―２号
債務者　庄子　伸幸
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部